

放課後等 デイサービスとは

放課後等デイサービスの役割

平成24年の法改正により、障がい児童の放課後の通所サービスは、児童福祉法が管轄するようになりました。『たまみずき』では、この新しい児童福祉法に基づき、「放課後等デイサービス」をご提供いたします。

もちろん、保護者の方や学校、他の福祉サービス事業者との連携を密にし、お子様にとってよりよいサービスの提供ができるよう、常に努力してまいりたいと存じます。

放課後等デイサービスでは、障がい児が必要とする、日常生活における基本的な生活動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。放課後活動的な側面もあります。「障がい児の学童保育」と言うと分かりやすいかもしれません。

利用対象者は、療育の観点から個別療育・集団療育を行う必要が認められる児童です。特に「愛の手帳、療育手帳、身体障害者手帳」をお持ちでなくても、必要と認められれば利用することが可能です。

ご利用の際は、西東京市役所 保谷庁舎 障害福祉課にご相談いただき、「障害児通所受給者証」を発行してもらってください。

案内図



放課後等デイサービス たまみずき ひばり

TEL 042-497-4850

<http://tamamizuki-hibari.com/>

たまみずき ひばり 検索

〒188-0003 東京都西東京市北原町1-38-2

Mail kidsday@tamamizuki-hibari.com

FAX 042-497-4850

放課後等デイサービス



たまみずき

ひばり

HIBARI

たまみずき

東京都指定

事業所番号 1355400142